

厚生労働省発雇均 0830 第 4 号

令和 3 年 8 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項の一部改正

一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項（以下二において「指針となるべき事項」という。）として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下この号及び二において「法」という。）第二十一条第一項の規定により妊娠又は出産等の申出をした労働者に対する育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出に係る意向確認のための措置を講ずるに当たつての事項を加え、当該事項として次に掲げる事項を定めること。

(一) 育児休業に関する制度等を知らせる措置及び育児休業申出に係る労働者の意向を確認するための措置は、労働者による育児休業申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第二十一条第一項の措置の実施とは認められないものであること。

(二) 育児休業申出に係る労働者の意向を確認するための措置については、事業主から労働者に対して、

意向確認のための働きかけを行えばよいものであること。

二 指針となるべき事項として、法第二十二條第一項の規定により育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たつての事項を加え、当該事項として次に掲げる事項を定めること。

(一) 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たつては、短期はもとより一か月以上の長期の休業の取得を希望する労働者が希望するとおりの期間の休業を申出し取得できるように配慮すること。

(二) 雇用環境の整備の措置を講ずるに当たつては、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいものであること。

## 第二 その他

一 この告示は、令和四年四月一日から適用すること。

二 その他所要の改正を行うこと。